

議 会 運 営 委 員 会 書 記 録

令和 6 年(2024年) 8 月 2 6 日(月)
第 3 委員会室

◎ 出 席 者

- ◇委員長 伊 藤 治
- 副委員長 久保田 茂
- 委 員 大和田 哲、大 田 ちひろ、和泉田 宏 幸、小 林 成 好
横 井 聖 美、清 田 巳喜男、後 藤 孝 江、白 川 秀 嗣
松 島 孝 夫
- ◇議 長 島 田 玲 子
- ◇委員外議員 瀬 賀 恭 子副議長
- ◇傍聴議員 なし
- ◇事務局 松村局長、藤浪課長、倉田主幹、東條主幹、高橋主幹、村田主幹
長谷部主査

○ 開 会 前（ 9 ： 2 8 ）

※ このあと代表者会等が控えているため、1 0 時 4 5 分を目途に協議を進めることに
ついて了承された。

○ 開 会（ 9 ： 2 8 ）

◇ 議長あいさつ及び諮問

- ・ 付議事件の委員会付託について

○ 諸般の報告

◇ 付議事件について《課長報告》

市長から提出された議案は、専決処分議案 1 件、人事議案 1 件、一般議案 1 4 件、補
正予算議案 8 件、決算認定議案 1 0 件の合計 3 4 件である。

◇ 審議会委員の選出依頼について《課長報告》

本日付けで、市長より越谷市都市計画審議会委員 6 名の選出依頼があった。

◇ 議案説明会について《課長報告》

議案説明会は、議員会終了後に第 1 委員会室を会場に行い、説明時間については概ね
4 0 分と伺っている。

○ 議 事

◇ 会期予定について《課長説明》

- ・ 「令和6年9月定例会・会期予定（案）」に沿った説明。

○ 休 憩（9：34）→ 一般質問予定人数を各会派より確認。

○ 開 議（9：35）

※ 会期予定について、委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり会期は9月2日から9月26日までの25日間に決定された。

◇ 付議事件の委員会付託について《課長説明》

- ・ 「令和6年9月定例会・付議事件の委員会付託（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 常任委員会の日程割(案)について《課長説明》

- ・ 「令和6年9月定例会・委員会日程表（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 9月定例会における予算決算常任委員会の運営方法について《課長説明》

- ・ 「審査方法（案）・審査順（案）・分科会審査予定表（案）」に沿った説明。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり了承された。

◇ 審議会委員の選出について《課長説明》

今回の依頼は、都市計画審議会委員6名が10月7日で任期満了となることに伴う後任者の選出依頼である。慣例により、常任委員の任期中は、引続き現委員を選出することになっているので、最終日に、現委員の斎藤豪人議員、和泉田宏幸議員、横井聖美議員、立澤貴明議員、工藤秀次議員、浅古高志議員の計6名を引き続き選出する。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

◇ 議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化について

★委員 長 本件については、具体的な送受信の手法について記した規程等のたたき台を事務局に作成させることとなっており、当該たたき台ができ次第協議していきたいと考えている。

◇ 政務活動費の運用の見直しについて

- ・ 耐用年数について 耐用年数の上限を任期内とすることについて

★委員 長 本件については、「耐用年数について 購入品の耐用年数上限は任期内にすること」について様々な観点から意見が出されていたため、前回、

- ・ 購入品の耐用年数の上限を任期内にすることについて
- ・ 任期内に解散があった場合、備品を継承することについて、あるい

は、議会内で有効活用することについて
の2項目に分けて、協議を行った。しかし、いずれの項目においても、意見の一致を見ることができなかつたので、これまで出た意見を反映させた手引きの改正（案）のたたき台を事務局に作成させることとなった。まずは事務局から説明させる。

★課長 主な内容として、まず、購入した備品等の耐用年数の上限を任期内とするものである。その上で、任期内における会派の解散や会派所属議員の変更等があった場合、残存価値があり利用可能なものについては、議会内で有効活用するよう努めるとした。さらに、備品等を継承できる場合として、現状では実質的に継続する会派に限られているものを、議員でも可能としている。これは例えば、任期内の解散等の結果、仮に会派結成要件の3人に満たない場合であっても、以前の会派に所属していた議員が継承できることを想定した。さらに、備品等の継承や有効活用について疑義が生じた場合に柔軟に対応できるよう、そのような場合には議会運営委員会で協議することとしている。なお、これまでの協議でご意見のあった、耐用年数が長期となるものは整理が必要ではないか、また、備品等が故障するといった事態も想定し、たたき台を作成しているので、これらも踏まえてご協議いただきたい。

☆松島委員 改正（案）の耐用年数の部分について、耐用年数の上限を任期内とする一方で、耐用年数が長期なものの規定をすると矛盾があるように見える。「耐用年数が特に長期になるもの」とあるのは、「残存価値のあるもの」と変更してはどうか。

★課長 耐用年数が長期なものの取扱いについては、例えば耐用年数が15年となっている事務机等について、明らかに短期間での買替えが可能となってしまうことから、一層慎重に判断をする対応にした。ご提案の表現でも同様の対応が可能と考えるため、決定いただければ修正する。

☆白川委員 例えばローンで購入した備品等がある場合に、任期途中で会派が解散した場合はどうなるのか。

★課長 残存価値があるにもかかわらず買替えが可能となるルールでは問題があることから、臨機応変な対応が可能となるような表現としている。

☆白川委員 レアケースなどに関しては、「疑義が生じた場合等は、議会運営委員会で協議をする」と改正（案）にあるので承知した。

★委員 長 本件については、説明した内容を含め、一度会派に持ち帰り、次回以降、協議を行うことでよいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 議会活性化等について

1 議会のICT活用について

・ LINE WORKSの対象を拡充する取組について

★委員 長 10月からの提供資料拡充に向けた具体的な提供方法については、事務局と執行部で調整したのち示したいと考えている。

・ オンライン会議の導入を目指す取組について

★委員 長 本項目については、4月臨時会告示日に配付した資料に沿って協議していくこととなっている。

まず、「1 会議規則及び委員会条例の改正や運営等に関する要綱等を整備することについて」の「(1) 会議規則及び委員会条例の改正」については、改正済みである。

続いて、「(2) 要綱等の策定」については、前回、「オンライン委員会開会要領(案)」を示し、内容を持ち帰っていただいていた。本要領(案)について、ご意見等はあるか。

※ 委員全員意見なし。

★委員 長 本件については、「オンライン委員会開会要領(案)」のとおり制定することにご異議ないか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

※ 本要領の制定にあたっては、法制執務上の整理を行ったうえで、議長が制定することとされた。

★委員 長 続いて「2 使用システムについて」は、前回「(1) ウェブ会議システム」及び「(2) 文書共有システム」の導入方法について、LINE WORKS有償版の機能を活用するか、あるいは別の製品の導入を検討するか、その手法について事務局に一任することと決定された。このことを受け、正副委員長と事務局で検討した結果、「ウェブ会議システム」及び「文書共有システム」について、まずは、有償版のLINE WORKSの機能である、ビデオ通話機能、ファイル共有機能を活用し、不具合等があれば、他の製品について検討していくことを考えているがいかがか。

☆大田委員 LINE WORKSについてはスマートフォンやパソコンで使
しているが、各議員が選択する端末でLINE WORKSを使用し、
オンライン会議に参加するということが可能という理解でよいか。

★課 長 カメラ機能が必要になってくるが、基本的には現在使用する機器を活
用し、対応いただければと考えている。

★委 員 長 先ほどの説明内容でご異議ないか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

★委 員 長 続いて「3 使用機器の導入手法について」は、前回、議会費で購入
した場合の機器の持出し等の取扱いについて事務局で確認することにな
っていたため、まずは事務局から説明させる。

★課 長 前回の議会運営委員会においてご質問があった、公費で端末を購入し
た場合の機器の持出し等の取扱いについて、執行部に確認したので報告
する。現状の取扱いでは、持出しを前提とした端末を公費で導入した場
合、本市の情報セキュリティポリシー等を遵守する必要がある、一定の
制限が生じてくる。主なものとしては、

- ・ 端末の所在を定期的に確認すること。
- ・ セキュリティやウイルス対策ソフトを入れること。
- ・ 閲覧レベルの検討は必要だが、フィルタリングソフトを入れること。
- ・ 遠隔操作をできるようにすること。
- ・ アプリダウンロードの制限を行うこと。
- ・ 指定されたUSBのみ挿入できるようにすること。

以上のようなものがある。一方で当該制限は、職員の機器の持出しを想
定しているものであり、議員が使用する端末を公費で導入するとなった
場合は、セキュリティポリシー等の考え方について、改めて検討を行い、
内容を整理する必要があるとのことである。

☆松島委員 セキュリティポリシー等の考え方は、議会で内容を検討し、整理する
という認識でよいか。

★課 長 議会でセキュリティポリシーを検討することになる。実務的には、事
務局と行政デジタル推進課とで協議して策定することが考えられる。

☆白川委員 職員は端末を持ち出していないのか。

★課 長 本市では、コロナ禍を契機にテレワーク（在宅勤務）を実施している。
その際には専用の貸出端末を使用しており、先程説明した一定の制限の

もと実施している。また、小中学校において児童生徒用のタブレット端末を公費で導入しているが、別途、越谷市教育情報セキュリティポリシーを策定のうえ、当該ルールに従って運用し、タブレット端末を持ち帰っているとのことである。よって、仮に公費で機器を購入する場合は、議会用の情報セキュリティポリシーを策定し、当該ルールに従って運用することが適当と考えている。

☆白川委員 仮に公費でタブレット端末を導入する場合、システム作成費用や運用費の想定は。

★課 長 先行自治体の例を見ると、通信費について、公費で負担している自治体もあれば、W i - F i 端末機またはポケットW i - F i を政務活動費で運用している自治体もある。端末機器を導入するのであれば、様々な議員活動に使えることが望ましいが、セキュリティ上必要な制限を設ける必要もあり、運用を検討していく必要があると考えている。

★委 員 長 使用機器の導入手法について各会派の意見を伺いたいが、前回の会議では、各会派所属議員の端末所有状況を聞いたうえで意見を伺ったところ、議会費で一括導入とするという意見と、議員個人が所有する端末を使用するという意見とで分かれていた。議会費で一括導入するという意見が多かったが、議員個人が所有する端末を使用するという意見であった、越谷刷新クラブ、越谷市民ネットワーク、日本維新の会の意見は。

☆松島委員 様々な議員活動に利用できる形であれば、既に政務活動費で購入している端末と重複する。オンライン会議導入のために議会費で端末を購入することは反対という意見で変わりはない。

☆大田委員 有償版L I N E W O R K S の機能を活用してオンライン会議を行うに当たり、L I N E W O R K S はスマートフォンでもパソコンでも使用できるので、更に端末機器を1台購入する必要はないと思う。ただし、今後の運用次第で有効活用することも可能であると思うので、柔軟に他の会派の意見に合わせたい。

☆小林成好委員 公費で購入すると制限が生じ、使用しづらいと思う。個人情報流出のおそれを考慮すると、活用範囲を広げるにも限界があるのではないかと。あえてオンライン会議のために機器を購入する必要はないと思う。

☆松島委員 議会費で一括導入をするという意見であった会派に、その理由を伺いたい。

- ☆清田委員 政務活動費で購入した場合に、端末の所有関係に法的問題が生じることを考慮し、議会費で一括導入し、議会の所有とした方がよいと考える。
- ☆和泉田委員 オンライン会議は、非常時に実施される想定である。個人の端末のスペックがどの程度か分からず、非常時に使用できなければ意味がないので、議会費で一括導入する必要があると考える。
- ☆白川委員 災害時等のオンライン会議に使用するだけでは一括導入は必要ないと思うが、疾病や介護などのために出席できない場合のオンライン会議、オンライン行政調査など、使い方を広げることを前提に一括導入としている。
- ☆後藤委員 オンライン会議は入り口であり、議会費で一括導入をした方がよい。一定のセキュリティを確保するためにも、個人の端末でない方がよいと思う。まずは一括導入し、より一層の活用方法は今後検討していくべきと考える。
- ☆大和田委員 政務活動費に不足が生じ得るため、議会費で一括導入としたい。
- ★委員 長 本件については、今回出た意見を踏まえて各会派で協議していただき、改めて協議していくこととしてよいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

2 3月定例会における一般質問の実施について

- ★委員 長 本件については、代表質問を一般質問に変更するという意見と、代表質問に加えて一般質問を実施するという意見で分かれていたほか、各会派で選択できるようにしてはとのご意見もあった。これらのことを踏まえて、前回の意見からの変更や、新たな意見等はあるか。
- ☆大田委員 前回、代表質問に加えて一般質問を実施するとしたが、選択制ができるのであれば選択制としたい。
- ☆白川委員 代表質問と一般質問の性質は異なると認識しているが、代表質問と一般質問の性質の違いは明確にないとの意見もあったので、各会派の合意ができるよう、前回、代表質問と一般質問の選択制を提案した。
- ☆松島委員 こしがや無所属の会から意見がまとまらない状況で選択制という意見があったところであるが、代表質問を行いたいという会派がある以上、柔軟に選択制で実施することも一つの手段だと思う。
- ★委員 長 意見がまとまらなければ現状維持となるが、意見を変更した会派があり、選択制についても再考の余地があると思っている。12月定例会の

告示日までには決定しなければならないが、再度、各会派に持ち帰り、改めて協議することによいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

3 議会運営委員会の議会中継の実施について

★委員 長 本件については、前回、会議を公開する観点から、議会運営委員会の書記録を公開することに決定され、公開時期や公開方法などについては事務局で検討することとなっていた。まずは、事務局から説明させる。

★課 長 お手元の「議会運営委員会の書記録の公開について」をご覧ください。まず、掲載場所については、ホームページの「広報・情報公開」に、新たに「議会運営委員会の書記録」のコンテンツを設け、日付順にPDFでご覧いただけるよう整理するとともに、「市議会の概要」の「市議会の組織」にある「議会運営委員会」から直接書記録をご覧いただけるようにリンクを貼ることを考えている。次に、開始時期については、前回の決定を受け、本日開催の会議から公開することを考えている。なお、基本的には事務局で書記録ができ次第ホームページに掲載することを考えているが、協議状況等によっては、掲載までに概ね1か月から2か月程度の時間をいただきたいと考えている。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

★委員 長 続いて、議会中継の実施についてだが、前回までの協議では、ライブ中継を含めて賛成との意見のほか、会議の公開は賛成であるが市民に誤解を与える可能性があるという意見、また、録画中継から公開してはとの意見などがあった。前回の意見からの変更や、新たなご意見等があれば伺いたい。

※ 委員全員意見の変更なし

★委員 長 特に意見ないので、提案会派のこしがや無所属の会に伺いたい。

☆白川委員 ライブ中継を提案したが、議会運営委員会は議会の運営に関する事項等を議論する場であり、各会派の意見が異なる場合や議論に時間がかかる場合があり、市民に誤解を与える可能性があるという意見があったため、編集をした上での録画中継であれば合意できるのではと考えている。市民に開かれた形での越谷市議会の取組として市民に受け入れられるのではと思うので、録画中継で合意いただけないか。

★委員 長 録画中継を公開してはという意見に合意できるかも含めて、再度、各

会派に持ち帰り、改めて協議することでよいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 東日本大震災発生日における黙とうについて

★委員 長 本件については、復興大臣からの弔意表明の通知に基づき、各委員会で休憩中に実施していた黙とうを、休憩をとらずに会議中に行うことについて提案があったものであり、お手元には前回の協議内容をまとめた資料を配付した。本件について、前回の意見からの変更や、新たなご意見等はあるか。

☆和泉田委員 議長または委員長の判断でということが前提であるが、会議を中断して黙とうを中継する必要はないと考える。

☆白川委員 現状、黙とうは実施しているが中継をしておらず、公式行事として位置づけられていない。会議の進行に影響すると思えず、休憩中に黙とうを実施するのであれば、公開すればよいと思う。意見がまとまるのであれば、議長または委員長の裁量で決定するという提案に変更してもよい。

☆和泉田委員 議長または委員長の裁量でという意見は変わらないが、黙とうを実施するために休憩に入ることを宣言すればよく、黙とうを実施している姿自体を中継する必要はないのではないか。

☆白川委員 黙とうを実施している旨のテロップを流し、中継はしないということか。議会として黙とうを実施していることが示せればそれでもよいと思うが、せっかく黙とうを実施しているので中継すればよいと思う。

★委員 長 黙とう中とのテロップを提示できるのか。

★課 長 休憩中は、引いた状態、議員全体を映している状態の画像に切り替えて休憩に入っている。テロップについては、あらかじめ用意すれば、対応することは可能である。

★委員 長 現在意見がまとまらない状況だが、意見の中には、各委員会の委員長に一任するとの意見があった。一方で、現在2つの常任委員会を同時に開催している状況もあることから、東日本大震災の弔意表明があった場合で、黙とうの日時に委員会を開催する場合は、該当の2常任委員会の正副委員長と正副議長で協議し、実施方法を決定するということがいかが。

☆白川委員 議会全体として東日本大震災で亡くなった方への弔意あるいは復興されている方への思いを示すことを公式なものとしてほしいというこ

とが主眼である。実施方法についてはこだわらない。

☆松島委員 該当の2常任委員会の正副委員長と正副議長で協議して実施方法を定めた後、最終的に該当の委員会で実施方法を諮った方が丁寧ではないか。

☆白川委員 委員会では委員の合意が必要である。仮に委員会としては公式に実施する、正副議長は実施しない方がよいという意見になった際にはどうなるのかというがあるので、丁寧に言えば、常任委員会協議会において協議を行うことになるのか。

★委員長 議会の代表・副代表である議長と副議長、委員会の正副委員長が決定をしたことに関し、最終的な決定権が委員会にあるということは矛盾すると考える。

☆松島委員 通常、請願審査など委員会の進行について何かある場合は委員会内で協議していたので、同様の対応がよいかと思った。特にこだわりはなく、正副議長及び正副委員長の決定でもよいと思う。

★委員長 委員会の正副委員長は委員会を代表する立場にあり、正副委員長の質が問われる部分もある。それを踏まえ、先ほど提案した該当の2常任委員会の正副委員長と正副議長で協議し、実施方法を決定するということでいかが。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 一般質問のスケジュールについて

★委員長 本件については、こしがや無所属の会から提案があったものであり、お手元には前回の協議内容をまとめた資料を配付した。また、前回の協議では、提案会派のこしがや無所属の会から、午前中の質問者が早く終わった場合、午後の質問予定者の時間を午前中に繰り上げることを含めて検討いただきたいとの話があり、そのことを含めて内容を持ち帰っていただいていた。各会派の協議結果を伺いたい。

☆清田委員 現行の運用のままでよい。一般質問の発言順と開始予定時間を公開することである程度の予定が立っており、質問者を繰り上げると市民及び議員の不利益になる。

☆和泉田委員 現行の運用のままでよい。予定を立てて視聴される方もいると思うので、繰り上げはしない方がよい。

☆松島委員 現行の運用のままでよい。

- ☆後藤委員 現行の運用のままでよい。
- ☆大和田委員 現行の運用のままでよい。
- ☆大田委員 現行の運用のままでよい。
- ☆小林成好委員 現行の運用のままでよい。従前、議会運営委員会において、質問者を繰り上げると、傍聴に来るのに開始がずれてしまうため、午前中の質問者数は2人とし、午後の質問者は繰り上げないという決定をした経過がある。
- ☆白川委員 本件提案を撤回する。
- ★委員長 本件については提案会派から取下げの申出があったので、協議を終結することによろしいか。

※ 委員全員異議なく、そのように決定された。

◇ 議会運営委員会の行政調査日程等の内定について

- 休 憩（１０：２７）→ 行政調査の日程調整
- 開 議（１０：２７）

※ 議会運営委員会の行政調査について、日程は令和7年1月22日、23日の1泊2日、付託時期は12月定例会、執行部の随行は副市長、調査事項や調査地について希望があれば9月定例会中までに事務局に報告し、その他は正副委員長に一任することに決定された。

◇ その他

・ 請願提出の際の指導のお願いについて《課長説明》

議員に請願提出のご相談があった場合、開会日の9月2日（月）17時までに提出いただけるようご指導、ご協力をお願いしたい。

・ 市政モニターの傍聴について《課長説明》

例年実施されているが、研修の一貫として、市政モニター約20名が本会議を傍聴する。日程は、一般質問3日目の9月10日（火）と4日目の9月11日（水）の2日間に分け、午前中に実施する予定である。

・ 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う市議会の個人情報の保護に関する条例（例）の一部改正について《課長説明》

6月定例会最終日の議会運営委員会において、刑法等の一部改正により、「懲役及び禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設されることについて説明したが、今回、全国市議会議長会から、「個人情報の保護に関する条例（例）の一部改正」に

ついて通知があった。改正内容については、新旧対照表に示されているとおり「懲役」を「拘禁刑」に改めるものと考えているが、事前の検察庁への協議については現在執行部と調整中のため、改正の手続き等について具体的に決定したら、改めて報告する。

☆白川委員 拘禁刑と禁錮の違いは。

★課 長 刑法等の一部改正により、刑の名称が変更したものと認識している。

・ **改正後の委員会条例及び会議規則について《課長説明》**

6月定例会で改正した委員会条例及び会議規則の全文を配付する。

・ **各常任委員会協議会の開催について《課長説明》**

本日、午後の議案説明会終了後、学生議会の役割分担（答弁議員、サポート議員）をご協議いただくため、常任委員会ごとに協議会を開催する。

→ その他発言なし

※ 本会議への委員長報告については正副委員長に一任された。

○ 閉 会（１０：３２）